

特別償却の付表（十八）の記載の仕方

1 この付表（十八）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条第1項《特定地域における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の27第1項《特定地域における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、工業用機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した工業用機械等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の区分1」は、措置法第45条第1項又は第68条の27第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、措置法第45条第1項の表（以下「表」といいます。）の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、工業用機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「工業用機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、工業用機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その工業用機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「工業用機械等の名称4」には、工業用機械等に該当する資産の名称を記載します。

6 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「車庫用」、「作業場用」、「展示場用」等の用途を記載します。

7 「設置した工場、事業所等の名称6」には、工業用機械等を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。

8 「取得価額11」には、工業用機械等の取得価額を記載します。

ただし、その工業用機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「取得価額の合計額が10億円又は20億円を超えることによる修正取得価額12」には、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円（表の第2号から第4号までの工業用機械等については、20億円）を超える場合に、「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額20」のうちに占める個々の工業用機械等の「取得価額11」の金額の割合を10億円又は20億円に乗じて計算した金額を記載します。

10 「特別償却率13」の分子には、工業用機械等の取得等の時期、表の各号の区分及び資産の種類に応じ、その適用される特別償却率を記載します。

11 「特別償却限度額14」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算します。

(1) (12)欄の記載がある場合…(12)×(13)

(2) (1)以外の場合…(11)×(13)

12 「償却・準備金方式の区分15」は、その工業用機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「特定地域の指定等年月日16」には、表の各号の区分に応じ、次の年月日を記載します（表の第5号に該当する場合には記載を要しません。）。

イ 表の第1号…過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の公示の年月日

ロ 表の第2号…産業高度化・事業革新促進計画の提出があった年月日

ハ 表の第3号…国際物流拠点産業集積計画の提出があった年月日

ニ 表の第4号…経済金融活性化計画の認定を受けた年月日

(2) 「特定地域の名称17」には、例えば「孀恋村」、「東秩父村」等のように特定地域の名称を記載します。

(3) 「一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価

額の合計額18」には、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額を記載します。次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ掲げる金額の設備に限り、この制度は適用されますので、注意してください。

イ 表の第1号の第2欄に掲げる事業…2,000万円を超えるもの

ロ 表の第2号から第4号までの第2欄に掲げる事業…次のいずれかに該当するもの

(イ) 1,000万円を超えるもの

(ロ) 機械及び装置並びに器具及び備品（表の第3号の第2欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

ハ 表の第5号の第2欄に掲げる事業…1,000万円を超えるもの

(4) 「新設又は増設の区分19」は、対象事業の用に供する設備を新設又は増設したかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(5) 「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額20」には、工業用機械等で一の事業計画により取得等をしたものの取得価額の合計額を記載します。

(6) 「その他参考となる事項21」には、その資産が工業用機械等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。